

# 石川県公報

平成23年6月10日(金曜日)

号 外

(第46号)

## 目 次

監査委員  
住民監査請求に係る監査結果の公表

1

## 監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年6月10日

石川県監査委員 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

(政務調査費に係る住民監査請求の監査結果)

### 第1 住民監査請求の内容

#### 1 請求人

石川県金沢市橋場町6番17号

市民オンブズマン石川 代表幹事 林 木 則 夫

#### 2 請求書の提出

平成23年4月6日

#### 3 請求の内容(内容は、なるべく請求書の原文に即して記載したが、項目番号について、一部付け替えを行った。)

(1) 政務調査費は、地方自治法第100条第14項、第15項に基づく石川県政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)及び石川県政務調査費の交付に関する規程(以下「規程」という。)の用途基準によって、その支出内容が規定されている。

(2) 石川県議会議員の政務調査費の領収書添付義務がはじめて実施された平成21年度政務調査費については、交付された政務調査費を使いきれなかった議員が多数いたと報道された。

各費用で100万円を超える支出をしている議員の情報公開請求にて入手した開示文書を見ると、調査研究費を100万円超支出している塚崎康彦、宮地治、木本利夫、福田章、西田昭二、米田昭夫、宮下正博、山田憲昭、石島正則の9名の議員は、当該支出に対応する領収書その他の支出を証明する書面の合計金額が政務調査費収支報告書の調査研究費欄に記載されている金額と一致せず、支出を証明する書面が不足している。

条例第9条第1項は、「当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し(以下「収支報告書等」という。)を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。」と規定している。

上記9議員の支出証明書面が不足している支出の合計額は、6,612,585円であり、前記(1)の規定に抵触しており、違法支出額である。

(3) 政務調査費の費用の用途基準及び各費用に抵触する主な内容は、以下のとおりである。

「調査研究費」は、「会派又はその所属議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに当該調査研究の委託に要する経費」である。この費用の支出には、委託契約内容を証明する書面がない支出、会費・年会費等への支出、新聞購読料、政党活動費、懇談会費等の用途基準に抵触する目的外の支出がある。

「資料作成費」は、「会派又はその所属議員が行う議会の審議に必要な資料の作成に要する経費」であるの

で、宮下正博議員の「議会だより」は目的外の支出である。

「研修費」は、「会派又はその所属議員が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への会派の所属議員並びに会派及びその所属議員が雇用する職員の参加に要する経費」である。この費用の支出においては、「研修会、講演会等」がおこなわれたことを証明できる書面が必要であるが、宮元陸議員の支出には証拠がないので、目的外の違法支出と推認せざるを得ない。

「会議費」は、「会派が開催する各種会議及びその所属議員が開催する県民の県政に関する要望、意見等を聴取するための各種会議に要する経費」である。しかし、山田省悟議員が開催する会議は、事前に、参加人数を把握して菓子等の準備をしていることが窺えるので後援会活動の側面もある。そのため、支出額の2分の1按分充当とすべき支出であるにもかかわらず按分充当支出されていないので、山田省悟議員の領収書等がある15回の会議費支出については、それらの2分の1相当額及び領収書等がない交通費支出が目的外の違法支出である。

「事務費」は、「会派又はその所属議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費」である。沢田貞議員の支出では普通預金通帳の「電話」支出が毎月3件あり、質問に対する回答によると「家庭電話」代金が含まれているのであるから、毎月の支出額の3分の1相当額は目的外の違法支出である。

「事務所費」は、「会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」である。後援会活動のための後援会事務所の支出、フロアモップ代金、「そうじ代」支出等は目的外の違法支出である。

「人件費」は、「会派又はその所属議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」である。秘書給与、運転手当等の支出は目的外の違法支出である。

(4) 開示文書を調査検討した結果、以下の議員の支出においては違法支出がある。

ア 塚崎康彦議員は、調査研究費を3,089,383円も支出している。領収書によると有限会社エステルへの支出が毎月おこなわれているので、その問題に絞って質問したところ、回答とともに提出された資料の中には委託契約書がないだけでなく、受託報告書の資料についても特定できなかった。

目的外の違法支出は、上記有限会社エステル発行「領収書」12枚の合計1,200,000円、有限責任事務組合メールソリューション・ジャパン発行領収書3枚450,000円、全額違法支出である5月11日支出等の5支出362,000円及び新聞購読料の領収書17枚分73,841円であり、支出証明書の違法支出額は2,085,841円となる。

イ 宮地治議員は、調査研究費を1,868,142円も支出しているにもかかわらず、支出を証明するための情報開示文書が218,312円の領収書1枚しかなく、1,649,830円の支出に対応する証明書面がない。よって1,649,830円は違法支出額である。

ウ 木本利夫議員は、調査研究費1,816,651円支出に対して支出証明書面の合計金額が1,612,565円しかないので、204,086円違法支出したとみなされ、会費、年会費及び政党活動費等の目的外支出並びに議員自身が記載する支出証明書による支出、チケットの半券を支出証明書面とする支出等368,800円の違法支出もあり、合計違法支出額は572,886円である。

エ 福村章議員は、調査研究費1,389,815円支出に対して支出証明書面の合計金額が1,026,677円しかないので、363,138円違法支出したとみなされ、会費、年会費、新年会参加費及び懇談会費の目的外支出418,000円の違法支出もあり、合計違法支出額は781,138円である。

オ 西田昭二議員は、調査研究費1,316,647円支出に対して支出証明書面の合計金額が、335,230円しかないので、981,417円違法支出したとみなされ、懇談会費等の目的外支出173,500円の違法支出もあり、合計違法支出額は1,154,917円である。

カ 米田昭夫議員は、調査研究費1,272,082円支出に対して支出証明書面の合計金額が626,741円しかないので、645,341円違法支出したとみなされ、会費、年会費等の目的外支出183,106円の違法支出もあり、合計違法支出額は828,447円である。

キ 宮下正博議員は、調査研究費1,239,110円支出に対して支出証明書面の合計金額が499,712円しかないので、739,398円違法支出したとみなされ、会費、年会費等及び資料作成費の目的外支出758,082円の違法支出もあり、合計違法支出額は1,497,480円である。

ク 山田憲昭議員は、調査研究費1,174,609円支出に対して支出証明書面の合計金額が895,885円しかないので、278,724円違法支出したとみなされ、会費、年会費等の目的外支出394,000円の違法支出もあり、合計違法支出額は672,724円である。

ケ 石島正則議員は、調査研究費1,096,506円支出に対して支出証明書の合計金額が283,690円しかないので、812,816円違法支出したとみなされ、会費、年会費等の目的外支出259,390円の違法支出もあり、合計違法支出額は1,072,206円である。

コ 宮元陸議員は、研修費を1,279,193円も支出しているが、研修会、講演会である支出であることを証明する書面がないので、合計額1,134,893円が目的外の違法支出とみなされる。

サ 山田省悟議員は、政務調査費収支報告書の会議費をみると722,354円支出しているが、支出証明書には「コーヒー、御菓子」等と手書きされているだけでどのような会議の支出かわからないので、どのような会議であったかと質問したところ、領収書がない支出もあって、19回の会議がおこなわれたとの回答であった。通信運搬費支出を除く18件はすべて「県政報告会」等の支出であるが、それらの会議実態を証明する書面は添付されていない。会議内容が不明であり、広聴活動等の調査研究活動だけでなく後援会活動、政治活動の側面もあるとみなされているので領収書が添付されている各支出の2分の1相当額349,375円は違法支出である。加えて、政務調査費収支報告書の会議費支出額と領収書等支出の差額も違法支出額である。各違法支出額の合計額は356,479円となる。

シ 沢田貞議員は、調査研究費の支出において支出を証明する文書を議員自身が記載する「支出証明書」において領収書を紛失したとか未発行と記載した違法支出が多数あり、会費等の目的外の違法支出もあって、合計55件の支出の合計額は323,200円もあり、事務費の支出の中では固定電話3台分及び携帯電話の各利用料金の2分の1相当額を政務調査費に充当しているため、なぜ固定電話3台分及び携帯電話が必要なのか質問したところ、その回答の中で「自宅電話、事務所電話・FAXの利用料金です。」と回答しているため、自宅電話料金分の各月の支出充当額の3分の1相当額38,153円は目的外の支出とみなされる。よって、両違法支出額の合計額361,353円が違法支出総額となる。

ス 作野広昭議員は、事務所費の支出において、支出証明文書として議員自身が記載する「政務調査費支出証明書」にて36件968,966円も支出している。しかし、これらの支出はすべて違法である。

セ 石田忠夫議員は、事務所費及び人件費の支出において、後援会活動費を464,390円も支出している。しかし、これらの支出はすべて違法である。

ソ 櫻井廣明議員は、人件費における「運転経費」等13件の支出で399,450円の目的外の支出をしており、399,450円が違法支出である。

タ 金原博議員は、事務所費としてフロアモップ、「そうじ代」及び領収書紛失並びに、人件費では口座引落を証明する書面がない「給与」及び目的外支出である「運転委託料」に、合計1,709,543円も違法支出している。

チ 向出勉議員は、人件費を1,800,000円も支出しているため、毎月、議員自身が記載する「政務調査費支出証明書」に「347,000円」のうちの「150,000円」を「充当した額」として記載していたため、人件費支出は認められないと質問したところ、「銀行振込により、領収書の添付は必要ないものとおった。」と説明し、領収書を添付してきたが、「秘書は、議員2期目より雇用しており、後援会の活動はもちろんのこと、議員の政務に関する事務もすべて任せている。」と回答している。しかし、政務調査費で議員秘書給与の一部肩代わりを看過することはできない。1,800,000円は目的外の違法支出に該当する。

ツ 中村勲議員は、人件費として1,014,000円支出し、その中には「運転代」という支出が毎月25,000円で合計300,000円支出している。議員が運転手を雇用するかどうかは当該議員の裁量の問題であるからその経費は当該議員の議員報酬にて賄うべきであって、目的外の違法支出に該当する。よって、「運転代」支出総額300,000円は違法支出である。

- (5) 請求人は、石川県知事が、別紙1記載の各議員に対応する各返還金額を石川県へ返還するように当該各議員に対して求めるとともに、石川県議会に対し、政務調査費の減額及び政務調査費使途基準の改善等必要な措置をとるように、是正勧告することを求める。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

(添付書類)

別紙1、別紙2及び事実証明書(1)から事実証明書(36)まで

これらの書面については、この監査結果への記載を省略した。

## 第2 監査委員の除斥

本件請求は、県議会議員に交付された政務調査費に関するものであることから、県議会議員から選任された監

査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

### 第3 請求の受理

請求人が法第242条第1項の「住民」としての要件を満たしているか否かの確認及び請求に必要とされる事実を証明する書面に不足があったことなどから、請求人に対し補正を求めたところ、平成23年4月21日付けで請求人から補正書類が提出されたので、本件請求について、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、同月25日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

### 第4 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成23年5月10日、石川県監査委員室において証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、請求書に関して補足説明を行い、概ね次のような陳述があった。

- (1) 議員自身が作成した政務調査費支出証明書については、議員自身が証明するものであり、それは信用できず、証明とは認められない。
- (2) 議会において、政務調査費については1円から領収書を添付するとし、情報公開について大宣伝したはずなのに、実態は乖離しており失望している。監査委員には、政務調査費の返還を求める是正勧告だけではなく、再発防止の観点から率直に意見を述べてほしい。
- (3) 政務調査費の支出の違法性・不当性の判断に当たっては、収支報告書を提出した時点の証拠書類で判断すべきであり、監査委員においても、こうした考え方で判断をしていただきたい。

なお、請求人からは、法第242条第6項の規定による新たな証拠の提出はなかった。

#### 2 監査対象事項

請求の要旨及び陳述を踏まえ、本件請求における監査対象事項を次のとおりとした。

平成21年度に石川県議会議員に交付された政務調査費のうち、請求人が石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）において摘示した支出が違法な支出であるかどうか、また、その結果、知事に返還請求権が存在するかどうかを監査の対象とした。

#### 3 監査対象部局

議会事務局

#### 4 監査対象部局の監査の経過

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成23年5月19日、同事務局の職員から政務調査費の制度概要及び運用状況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、次のとおりであった。

##### (1) 政務調査費制度について

政務調査費制度については、法第100条第14項の規定により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」とされている。また、交付の対象、額及び交付の方法は、「条例で定めなければならない。」と規定されている。

同条第15項においても、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定しており、これを根拠法としている。

これを受け、本県では、議員提案により、「石川県政務調査費の交付に関する条例」が制定されるとともに、「石川県政務調査費の交付に関する規程」が議長により制定されており、これを根拠条例等としている。

更に、議会の中に政務調査費マニュアル検討小委員会を設置し、議員自らが根拠条例等を受けた「石川県政務調査費運用基準（マニュアル）」（以下「マニュアル」という。）を策定した。

これを政務調査費についての用途の適否を具体的に判断するための一つの拠としている。

##### (2) 請求人の主張に対する説明について

###### ア 「支出証明書面が不足している。」と摘示されている支出について

請求人は、塚崎康彦氏以下9名の議員について、支出に対応するその領収書その他の支出を証明する書面の合計金額が政務調査費収支報告書の調査研究費欄に記載されている金額と一致せず、支出を証明する書面が不足していると主張しているが、この差額については、すべて政務調査に係る自家用自動車のガソリン代

である。これについては、マニュアルに定められているとおり、「走行距離で積算する場合1km当たり37円」又は「按分する場合、1台に限り、支払の都度、当該支払額の1/3以内」と、いずれかを選択することができることとなっている。今回、摘示された議員は、全員、走行距離で積算する方法を選択しており、1km当たり37円に走行キロを乗じた金額でガソリン代を算出している。ガソリン代について、制度的にこうした算出方式を導入し、議員の判断で選択できることとしたのは、政務調査活動に特定した領収書の発行が難しいという現実に鑑みたものであり、政務調査報告書の記載をもって処理することとしている。

このため、この方式を選択したガソリン代の支出状況の確認については、1km当たりの単価37円に走行キロを乗ずる方法で積算され、各議員から条例第9条第1項の規定により、政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しとして、一旦、議長に提出された政務調査報告書の内容で確認している。

なお、この政務調査報告書については、政務調査活動を行った日々の活動内容、目的及びそれに係る経費等が記載されていることから、議員の活動内容に係わる個人情報が含まれているものである。このため、議長が保管する文書としては、適切ではないことから、議会の合意により、議長が確認した後は、各議員に返却しており、それぞれの議員の責任において保管がされているものである。

また、今回、議員から議会事務局に提出された政務調査費の支出に係る関係資料は、全て、当該年度の交付手続きの中で提出されたものであり、後になって、新たに提出されたものはない。

イ 「使途基準に抵触しており、目的外支出である。」と摘示されている支出について

(ア) 請求人は、塚崎康彦氏以下17名の議員について、政務調査費の費用の使途基準及び各費用に抵触する支出であると主張しているが、これは全て条例、規程及びマニュアルに基づいて、議員の責任において、適切なる判断をもって執行した経費と考えており、議会事務局において、マニュアルに基づいた適切な支出であると確認したことから、何ら目的外支出に当たらないと考えている。

(イ) 収支報告書の提出に際しては、原則、領収書を提出することになっているが、領収書の発行が行われていない場合又は紛失した場合については、政務調査費支出証明書を提出するとしている。この政務調査費支出証明書は、一種の自己証明になるが、これは、石川県独自の方式ではなく、このような方式を導入した例は他県でも多くあり、条例第9条第1項で定める領収書その他の支出を証すべき書面の一つとしてマニュアルの中に定めており、問題はないと考えている。

(ウ) 平成21年12月17日最高裁判決においては、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政策調査活動に充てられていることも多く」、また、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」としている。

また、同判決において、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除いては、執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」としている。

(エ) 加えて、平成22年の3月23日の最高裁判決においては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである。」としている。

(オ) したがって、政務調査費については、条例及び規程における使途基準の範囲内で使われなければならないことは当然のことであるが、どのような形で支出するかは、会派及び議員の自主性を尊重し、その議員自身の裁量に委ねられていることが、根拠法、根拠条例等の趣旨である。

以上をもって、当該政務調査費の支出は、違法支出ではないと考えている。

(3) 政務調査費制度の議員への周知

政務調査費の支出に係る使途等の適否を具体的に判断するための拠となるマニュアルが策定され、このマニュアルの施行に当たり、会派ごとに説明会を開催するなど、全議員にその遵守が周知徹底されていると考えている。

(4) 議長の調査権及び議会事務局のチェックについて

条例第10条では、「議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条第1項又は第2項の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。」と規定されているところであり、議長

の調査権の一環として、条例第9条第1項の規定により、「当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」として提出された様式1「政務調査報告書」及び様式2「政務調査費支出証明書」の内容を確認しているところである。

議会事務局も、マニュアル等の周知に努めるとともに、議員から問い合わせ等があれば、マニュアル等の内容について説明し、議員が適切に判断ができるよう補助しているところである。

また、収支報告書等の記載内容についても、条例、規程及びマニュアルに違反するものがないかなどをチェックし、政務調査費の適正な支出に努めているところである。

更に、議会事務局は、議長を補佐する立場に加え、知事の執行を補助する機関としての役割を担っており、収支報告書の記載内容について外形的に誤りがないかどうかを確認しているところである。

#### 5 関係人に対する調査の実施

法第199条第8項の規定により、措置請求書で掲示されている支出に係る議員（平成21年度において議員であった者）に対して、関係人として文書により調査を行った。

#### 第5 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

平成21年度に交付された政務調査費のうち、請求人が措置請求書において主張する関係各議員の支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な支出に当たらない。

したがって、本件請求については、棄却する。

以下、事実関係の確認結果及び判断について述べる。

#### 1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査及び関係人調査の結果、次の事実を確認した。

##### (1) 政務調査費制度

###### ア 根拠法

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、根拠法としている。（政務調査費制度が施行された平成13年4月においては、法第100条第13項及び第14項に規定されていた。）

###### イ 根拠条例等

法第100条第14項及び第15項の規定を受け、本県では、石川県政務調査費の交付に関する条例及び石川県政務調査費の交付に関する規程を制定し、これを根拠条例等としている。

また、その主な内容は、以下のとおりである。

###### (ア) 政務調査費の交付対象（条例第2条）

政務調査費は、石川県議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）又はその所属議員に対し交付する。

###### (イ) 政務調査費の額等（条例第3条）

政務調査費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

###### (ウ) 会派の届出（条例第4条）

議員が会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派結成届を石川県議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。

###### (エ) 会派の通知（条例第5条）

議長は、毎年、4月1日において届け出られている会派について、同月10日までに、知事に通知しなければならない。

###### (オ) 政務調査費の交付の決定等（条例第6条）

知事は、通知を受けたときは、当該年度における政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

###### (カ) 政務調査費の請求、交付等（条例第7条）

会派の代表者又はその所属議員は、通知を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

(キ) 政務調査費の使途 (条例第 8 条)

会派又はその所属議員は、政務調査費を次に掲げる費用に充てなければならない。

(費用)

調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費・人件費費用の使途基準は、議長が定める。

「政務調査費の使途基準」(規程第 4 条)

規程第 4 条別表に定める使途基準については、下表のとおりである。

費 用	使 途 基 準
調査研究費	会派又はその所属議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに当該調査研究の委託に要する経費
研 修 費	会派又はその所属議員が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への会派の所属議員並びに会派及びその所属議員が雇用する職員の参加に要する経費
会 議 費	会派が開催する各種会議及びその所属議員が開催する県民の県政に関する要望、意見等を聴取するための各種会議に要する経費
資料作成費	会派又はその所属議員が行う議会の審議に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広 報 費	会派又はその所属議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事 務 所 費	会派又はその所属議員が行う調査研究に必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	会派又はその所属議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派又はその所属議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費

(ク) 収支報告書等 (条例第 9 条)

会派の代表者又はその所属議員は、前年度の政務調査費に係る収入及び支出の報告書(収支報告書)並びに当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを、毎年 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書が提出されたときは、その写しを知事に送付するものとする。

(ケ) 議長の調査 (条例第 10 条)

議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(コ) 政務調査費の返還 (条例第 11 条)

会派の代表者又はその所属議員は、政務調査費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならない。

(サ) 収支報告書等の保存 (条例第 12 条)

議長は、提出された収支報告書等を、当該収支報告書等が提出すべき期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 石川県政務調査費の交付に関する条例の改正と石川県政務調査費運用基準の策定に係る経緯等

ア 政務調査費制度の改正に係る経緯等

政務調査費制度は、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大するなかで議会の活性化を図り、審議能力を強化する目的をもって、地方自治法の一部改正により創設され、平成 13 年 4 月から施行されたものである。

政務調査費を規定した法第 100 条第 14 項には、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として、条例の定めるところにより政務調査費を交付することができる旨規定されるとともに、「政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法」については、条例で定めなければならないと規定されている。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成 13 年 3 月に、「石川県政務調査費の交付に関する条例」を制定するとともに、この条例に基づき、「石川県政務調査費の交付に関する規程」を制定し、条

例と併せて、同年4月1日から施行されたところである。

その後、議会では条例及び規程に基づき支給されていた政務調査費の使途の透明化を一層進めるとともに円滑かつ効率的な制度の運用に資するため、平成19年10月の第5回議会改革推進研究会において、政務調査費の使途基準についてわかりやすいマニュアルを作成することなどの検討が開始され、同研究会の実務研究組織として設置された政務調査費マニュアル検討小委員会での論議を経て、当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しの添付を義務付けるなどの改正案がまとめられ、平成21年3月、条例及び規程の改正と併せ、新たに使途基準に関する運用マニュアルが策定され、いずれも同年4月1日から施行されている。

議会においては、改正された制度の施行に際して、条例、規程及びマニュアルに定められた基準を遵守するため、会派ごとに説明会を開催するなど、全議員に周知を図っている。

#### イ 石川県政務調査費運用基準（マニュアル）について

マニュアルは、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準を考慮しながら、議会において策定されたものであり、政務調査費についての使途等の適否を具体的に判断する拠となっている。

また、マニュアルの付属資料として、様式1「政務調査報告書」及び様式2「政務調査費支出証明書」が定められている。

様式1「政務調査報告書」については、政務調査活動を行った日々の活動内容、目的及びそれに係る経費等を記載する書面であり、議員自身の活動状況や行動目的、信条、交友関係や個人情報が含まれていることから、議長の保管する文書としては適切ではないという考えのもと、条例第9条第1項により「当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」として、一旦、原本そのものが議長に提出されるが、議長が記載内容の確認をした後、各議員に返却しており、それぞれの議員の責任において保管がなされている。

様式2「政務調査費支出証明書」については、領収書が発行される場合は、その添付がなされ、領収書を徴しがたい場合には、議員自身が支出を証明することとなっている書面であり、様式1「政務調査報告書」と同様、条例第9条第1項の規定により、「当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し」として、議長に提出され、議長が保管している。

なお、様式1「政務調査報告書」には、政務調査活動の内容が記載されていることから、様式2「政務調査費支出証明書」に記載された内容を確認する際の補完的役割も担っている。

マニュアルによれば、政務調査費に充当できる費目のうち、今回の措置請求に関連のある項目（支出内容、積算又は充当限度等）については、以下のとおりとしている。

#### (ア) 交通費

- a JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶、タクシー（緊急の場合のみ）、レンタカー、高速道路利用料、駐車料金の実費
- b 自家用車利用経費（ガソリン代）は、走行距離で積算する場合、1km当たり37円（本県応招旅費の現行単価）又は按分する場合、1台に限り、支払の都度、当該支払額の1/3以内、のいずれかを年間を通して選択

#### (イ) 通信運搬費

- a 送料（郵便料等）の実費
- b 電話・FAX回線使用料、携帯電話利用料は、按分の場合1/2以内（事務所の形態により、1/3、1/2又は全額）

#### (ウ) 委託料

個人・団体に調査研究を委託する経費（委託業務内容、金額等が明確な契約書を作成、成果物とともに保管）の実費

#### (エ) 会議費

会議の支出先となる団体の活動内容や参加費の支出先となる意見交換会、研修費等の内容が、会派又は議員としての調査研究に資するものである場合に限る。懇談を伴う場合は、1人当たり5千円以内の実費

#### (オ) 研修参加費

セミナー又は研修会等への参加する際の負担金、参加費等の実費

#### (カ) 食糧費

a 会食代、飲食代、茶菓子代、弁当代で、調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある場合に懇談会経費として、1人当たり5千円以内の実費

b 茶菓子代等で、会派又は議員主催の会議等での茶菓提供、調査研究活動としての会議や研修会と一体性があるものについて、1人当たり1千円以内の実費

(キ) 新聞等購入費

新聞、雑誌（真に必要と認められるもの）の実費（1紙（誌）当たり1部購入可）

(ク) 事務所借上料

事務所としての要件として、外形上の形態があること（看板、表示等）、事務所としての機能があること（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）、連絡機能が整っていることとし、その実費（ただし、賃借の場合は、議員が契約者になっていること及び契約書等、確認可能な書類を保管すること）。また、政治団体事務所との併用等、使用形態により按分の場合は、1/2又は1/3を上限

(ケ) 消耗品費

事務用消耗品の実費

(コ) 人件費

a 政務調査補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料について実費

（雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えること、源泉徴収票が提出されており、支払いが客観的に確認できること、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要であり、勤務実態があること。）

b 議員が雇用する場合の常勤職員については、1名に限り充当可能であり、1/2以内の按分かつ15万円、臨時雇用（アルバイト）については実費

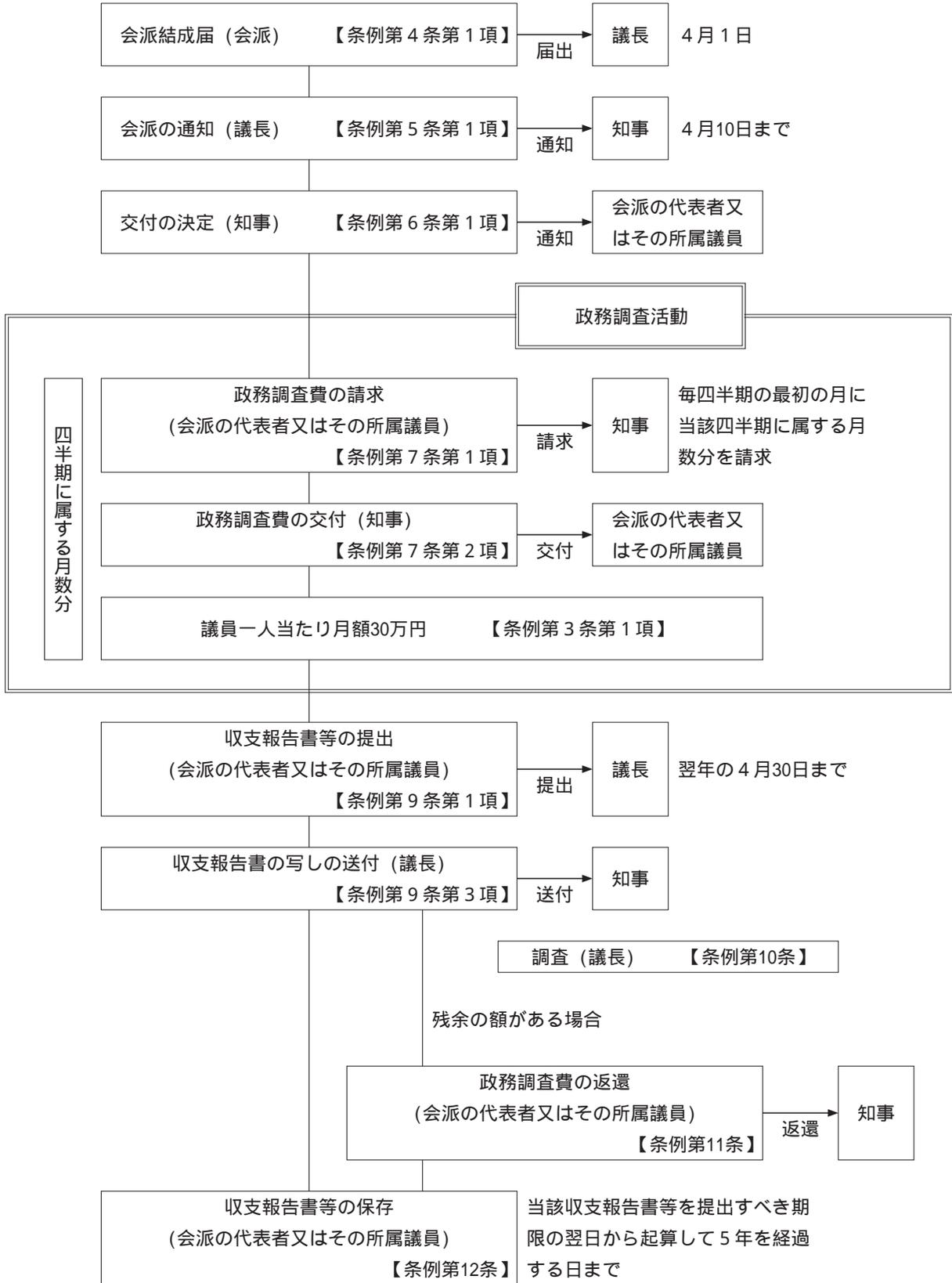
なお、マニュアルの付属資料ではないが、各議員の適切な判断に資するよう、全国都道府県議会議長会や他の都道府県において政務調査費の充当が不相当とされている経費に係る参考事例を資料として配付している。

(参考事例抜粋)

政党活動経費	選挙活動経費	後援会活動経費	私的経費
その他適当でない経費			

(3) 政務調査費交付手続きの流れ

政務調査費の交付手続きについては、次のとおりである。（議会事務局から提出された資料を基に作成）



2 判断

請求人の主張、議会事務局の説明、関係人調査及び事実関係の確認等に基づき、次のとおり判断する。

(1) 政務調査費制度について

政務調査費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」と規定し、同条第15項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派

又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定しているように、その提出先は、議会の代表者である議長となっている。

また、本県の政務調査費の交付に関する事務においては、「石川県政務調査費の交付に関する条例」が制定され、当該条例第13条において、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、「石川県政務調査費の交付に関する規程」が制定され、使途基準についても議長が定めている。

このように、条例及び規程や政務調査費の使途基準等の規定は、それぞれ議会において自主的に定めており、また、収支報告書等の提出を求めると及びそれらを調査することの権限が議長に与えられており、政務調査費制度については、法が定める二元代表制の地方自治法や地方財政法に基づいて一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

更に、平成21年12月17日の最高裁判決において、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」と示され、更に、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」としているように、議会における会派の自主性、自律性を尊重することが求められていることを勘案すれば、使途基準の解釈やその適用の可否については、一義的には、議会の責任において判断すべきものである。

#### (2) 政務調査活動について

また、政務調査の内容は十人十色であり、議員の判断を尊重したいという趣旨の説明が議会事務局からなされたところであるが、議員の調査研究に資するための必要な経費であるかどうかの判断については、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである。」との判決（平成22年3月23日最高裁判決）や「議員の調査研究に直接役立つか、これに密接に関連して必要な費用に限定すべき合理的理由はなく、調査研究のために有益な費用も含まれる。」との判決（平成16年4月14日東京高裁判決）、更には、「会派の活動は、(中略)その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、(中略)極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」との判決（平成19年2月9日札幌高裁判決）にもあるように、多岐にわたる調査研究活動を政務調査活動として認めるかどうか、また、調査研究のための有益な費用の支出であるかどうかについては、会派や議員の広範な裁量権を尊重し、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。

#### (3) 政務調査活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について

このため、政務調査費制度については、議会及び議員活動の自主性、自律性を尊重することが基本であり、本件措置請求に係る個々の事案において、当該支出が政務調査費の使途基準に該当するかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的視点から判断することとし、明らかに条例等に違反したものを以外は適法と認め、使途の具体的内容まで論じないこととした。

しかしながら、今回の請求については、限られた調査期間の中で適確な判断を行う必要があり、また、より適正な監査を行う観点から、請求人から摘示された支出について、費用の具体的な使途等を確認するため、あらかじめ、関係する全ての議員に対し、関係人調査への任意の協力を求め、それぞれ提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした。

#### (4) 政務調査費の支出基準（マニュアルの解釈及び運用）について

政務調査費の支出については、「議員の調査研究」という法の趣旨に則して定められた条例及び条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものであると考える。また、マニュアルについては、使途基準の一層の具体化のため、議会の政務調査費マニュアル検討小委員会や関係会議の議を経て策定されたものであり、法規範性を有するものではないが、規程の定める使途基準が概括的であること、政務調査費制度が地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で創設されたこと等を考慮すると、議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものと受け止められ、地方自治法等の趣旨に反するものでない限り、使途基準の適否判断の拠とすることが相当であると考えられる。

#### (5) マニュアルの付属資料について

マニュアルの付属資料として、様式 1「政務調査報告書」及び様式 2「政務調査費支出証明書」が定められており、当該 2 つの付属資料は、議会において、条例第 9 条第 1 項に定める政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面として位置付けられている。様式 1「政務調査報告書」については、後述するガソリン代を含め、各議員の日々の政務調査活動の目的や内容及びこれに係る経費等が確認できる書面として、また、様式 2「政務調査費支出証明書」については、領収書が発行される場合は、その領収書を添付し、領収書を徴し難い場合や紛失した場合には、議員自身が支出を証明する書面としている。

このうち、様式 1「政務調査報告書」は、原本が議長に提出され、その後、議員に返却され、議員において保管しているが、その記載項目や内容等から支出を証する書面としての意義を十分備えていると認められる。また、様式 2「政務調査費支出証明書」に記載する議員自身による証明については、領収書を徴し難い場合や紛失した場合に、それに代わる証明の手段として取り扱うもので、止むを得ず、自己証明を行わざるを得ない場合があることも一概に否定できないこと等から、かかる場合にどのような証明資料を求めるかについては、議会の自主性、自律性を尊重して、自ら適切な方法を定めることもとされるものと考え。なお、様式 1「政務調査報告書」には、政務調査活動の内容が記載されており、様式 2「政務調査費支出証明書」において証明する内容を確認できるものであることから、同支出証明書を補完する役割も担っていると認められるものである。

このため、これらの付属資料は、条例第 9 条第 1 項により議長に対し提出が義務付けられている政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面として位置付けられるものと判断する。

(6) 請求人が「支出を証する書面が不足しており、違法支出額である。」とする摘示に対する判断

請求人は、「9 名の議員は、当該支出に対応する領収書その他の支出を証明する書面の合計額が政務調査費収支報告書の調査研究費欄に記載されている金額と一致せず、支出を証明する書面が不足している。」として、「上記議員の支出証明書が不足している支出の合計額は、6,612,585 円であり、条例等の規定に抵触しており、違法支出額である。」と主張している。

これに対し、議会事務局からは、「ガソリン代については、マニュアルにおいて、走行距離で積算する場合、1 km 当たり 37 円 (石川県応招旅費の単価) 又は 按分する場合、1 台に限り 1 / 3 以内のいずれかの方法を年間を通じて選択することができることとなっており、摘示された差額は、全て、交通費の自家用自動車利用経費 (ガソリン代相当) である。を選択したガソリン代の支払については、自家用車の利用形態に鑑み、政務調査活動に特定した領収書を手入することが困難であることから、様式 1「政務調査報告書」に必要事項を記載することとし、その記載事項により、支出が適正かどうかを確認しており、不適正なものはなかった。なお、自動車ガソリン代を 1 km 当たり 37 円とするルールによる方式は、本県独自の制度ではなく、他県でも取り入れられており、他県を参考に、単価ルールを採用しているものである。」という趣旨の説明があった。

なお、様式 1「政務調査報告書」の記載内容等は、関係人調査において各議員から提出された説明書に基づき、その内容を確認したところである。

更に、関係人調査においても、各議員からは、それぞれ「摘示された支出証明書面不存在金額は、すべて自家用車利用経費 (ガソリン代) である。石川県政務調査費運用基準の調査研究費の A 交通費・自家用車利用経費 (ガソリン代) を走行距離で積算する場合、1 km 当たり 37 円 (石川県応招旅費の現行単価) で計算した実績の総額である。積算の根拠及び政務調査活動の目的等については、様式 1「政務調査報告書」に記載としている。」との説明があった。

条例第 9 条第 1 項の規定によれば、政務調査費の交付を受けた議員には、収支報告書並びに当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しの提出が義務付けられているが、各議員から提出された様式 1「政務調査報告書」は、先に述べたとおり、当該規定に基づく支出を証すべき書面として位置付けることのできる書面であると認められることから、今回、摘示された 9 名の議員のガソリン代の支出金額については、支出を証明する書面が不足している支出とは言えない。

また、記載された内容に誤りがない限り適正な支出であると認めるべきであり、政務調査報告書の記載内容を確認したところ、9 名中、6 名の議員には、記載された内容に誤りは認められなかったが、3 名の議員については、議会事務局に対する聴取後、本人の申し出により、走行距離の積算において一部算出誤りがあったとして、収支報告書等が訂正されていたことを確認した。

具体的には、1 名の議員については、交付額を超える自己資金の支出額がなかったため、不適正な支出と認められる額 (7,844 円) があったものの、既に返還されており、県に損害を与えているとは認められなかった。

また、1名の議員については、不適正な支出と認められる額(2,684円)は、自己資金の支出額(313,739円)と比べて、額が少なく、議員の不当利得により県に損害を与えているとは認められなかったものである。残りの1名の議員についても、過少に算出されていた額(74円)があったが、既受領額が交付額の上限に及んでいないため、追加交付の必要がなかったものであることが認められた。

以上のことから、支出を証する書面が不足しているから違法支出であるとする請求人の主張には、理由がないと判断する。

(7) 請求人が「政務調査費の使途基準に抵触し、目的外の支出である。」とする摘示に対する判断

議員の活動経費が、政務調査費の使途基準に抵触するかどうかは、一義的には、議会の自主性、自律性と議員の広範な裁量権を尊重し、合理的な判断に委ねられていることから、一般的、外形的に判断し、議会の説明や様式1「政務調査報告書」を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなかった。

また、関係議員から提出された説明書の内容等を基に摘示された事案について確認したところ、概ね以下のとおりであり、特に適正を欠くと認められる支出は見られなかった。

ア 摘示された「会費・年会費、懇談会費等」への支出については、各議員が行った単なる会合の開催やその出席ではなく、県民福祉の向上や産業・地域振興、教育、交通施策等について幅広くそれぞれの参加者と意見交換を行い、多様な県政課題の調査研究と情報収集に努めたものであり、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものであること。

イ 「政党活動費である。」と摘示された会費等については、国政や県政の現状や課題等の情報を収集するとともに、会合に参加した各界各層の有識者と意見交換等を行うことにより、様々な情報や知見を得ることができ、国と県との連携を深めるため等に役立てることができたものであること。

ウ 摘示された「秘書給与、運転手当等の人件費」への支出については、それぞれ、政務調査研究の補助職員としての活動実態を有していることを前提に認められる費目であり、運転業務以外に事務の整理や要望対応等の政務調査活動にも従事しているものであること。

エ 「領収書の記載が不備である。」と摘示された支出については、地域住民や参加者から地域の課題等に係る意見の把握や要望聴取等を行うために開催、出席した会合等に係る支出であり、地域振興に対する県政の運営のあり方等に対する施策提案に役立つ多くの意見や情報が得られたものであること。

なお、記載が不備とされた領収書は、宛名やただし書の記載がないものなので、説明書により、支払先や目的が適正であることが確認できた。

オ 摘示された「チケットの半券」に係る支出については、施設に入館することにより、施設の管理・運用の実態を調査するとともに、施設関係者や入館者と効果的な利用策や地域活性化を図るための意見交換を行うことができ、県政課題を推進するための方策等の検討に資することができたものであること。

なお、政務調査報告書の記載内容を確認したところ、17名中、15名の議員には、記載された内容に誤りは認められなかったが、2名の議員については、議会事務局に対する聴取後、本人の申し出により、収支報告書等が訂正されていた。

このうち、1名の議員については、費用項目の誤りであり、支出金額に誤りはなかったことが認められ、他の1名については、按分積算に誤りがあり、不適正な額(67,175円)があったものの、既に返還されており、県に損害を与えているとは認められなかったものである。

以上のことから、それぞれ、政務調査活動の実態を伴う支出であり、違法な支出があるという請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(8) 請求人が「議員自身が記載する「政務調査費支出証明書」による支出は、違法支出である。」とする摘示に対する判断

政務調査費支出証明書(様式2)による支出については、先に述べたように、領収書を徴し難い場合や紛失した場合に、これを議員自身が記載する支出証明書により証明しているものであり、支出を証すべき書面であると認められる。

また、政務調査費支出証明書の補完的役割も担っている政務調査報告書(様式1)の内容を確認したところ、相互に矛盾する不合理なものは認められなかった。

更に、説明書の内容においても、地元経済の現状や見通し、県民の安全・安心や産学官によるまちづくりに係る意見交換等、県政課題に対する施策提言等、その調査研究が多岐にわたって行われており、いずれも、政務調査活動に係るものであることが確認できた。

なお、今回の監査に際して提出された証拠書類を確認したところ、17名中16名の議員については、説明書以外は、全て、交付手続き中に議会に提出されたものであり、それ以降に提出された書類はないということが確認できたところであるが、1名の議員については、議会事務局に対する聴取後、本人の申し出により、領収書の追加提出があり、交付手続きの中で提出されていた政務調査費支出証明書に記載されていた内容と相違ないことを改めて確認した。

以上のことから、議員自身が記載した政務調査費支出証明書による支出については、違法な支出があるという請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(9) 各議員の個々の事案に対する判断

摘示された個別事案に係る各議員からの説明書には、個々の政務調査活動の目的や内容が具体的に示されており、信条や交友関係、また、個人情報等に係る事項として公開に適さないと考えられる内容も含まれていたことから、かかる情報を除き、その要旨は、以下のとおりであった。

なお、6名の議員については、関係人調査の中で、政務調査費の積算に関して一部誤り等があり、訂正や受領超過分を返還した旨の追加説明があった。

ア 塚崎康彦議員

調査研究費

- (ア) A社との委託契約について、「委託契約書がないだけでなく、受託報告書の資料についても特定できなかった。」と摘示されている事案については、別添契約書及び報告書の写し(省略)のとおり、地域開発調査として、奥能登地域の地域振興マーケットについて、異業種から奥能登農業の参入調査などを内容とする委託契約を専門知識を有するA社と締結しており、契約に係る諸活動を通して調査研究や情報収集を行い、地域振興に対する県政運営のあり方を検証・提言することができたものである。
- (イ) 「委託契約書がない。」と摘示されている事案については、別添契約書の写し(省略)のとおり、地域開発調査として、B社と契約を締結しており、その調査報告書に基づき、奥能登地域の振興のための調査研究に資することができ、地域振興に対する県政運営のあり方を検証・提言することができたものである。
- (ウ) 「全額違法支出」と摘示されている会費等の事案については、地域の特産品のブランド化や産地直送の事業化等、産地の活性化を図る等の調査研究を行ったものであり、これらの活動を通じて今後の県政運営のあり方を検証・提言するための知見を得ること等ができたものである。
- (エ) 「資料購入費ではないか。」と摘示された月々の新聞購読料については、再精査したところ、資料購入費の誤りであり、収支報告書を訂正したところである。

イ 木本利夫議員

調査研究費

- (ア) 「会費」及び「年会費」は違法支出である。」と摘示されている事案については、それぞれの集まりの中で、地域経済の現状や農業経営の実態、国際交流活動等について、調査研究や情報収集を図り、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。
- (イ) 「政党活動費としている。」と摘示されている事案については、広域交通網の実態や能登地域の観光振興等、国政と地域の喫緊の課題について、情報収集を図り、意見交換したものである。
- (ウ) 「懇談会費」と摘示されている事案については、社会教育や防災に関する地域課題や景気対策等について、それぞれの集まりの中で、意見交換を行い、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。
- (エ) 「政務調査費支出証明書」のみの支出」と摘示されている事案については、地域の経済団体と景気の現状や今後の見通し等についての情報交換や北陸新幹線開業に伴う観光立県としての取り組み等について意見交換を行うことができたものである。
- (オ) 「チケットの半券」と摘示されている事案については、埋蔵文化財に関する調査を行い、遺跡の保存状態を確認することや博物館等の適切な管理に係る調査研究を行い、それぞれ情報交換を行うことができたものである。

ウ 福村章議員

調査研究費

- (ア) 「会費」及び「年会費」は違法支出」と摘示されている事案については、教育や農業、国際交流あるいは空港関係等の集まりの中で、それぞれの課題について、調査研究や情報収集を図り、今後の県政運営

のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。

- (イ) 「「新年会参加費」及び「懇談会費」は違法支出」と摘示されている事案については、地域団体と商業・流通の振興等について意見交換する等、それぞれの集まりの中で、情報交換を行い、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。
- (ウ) 交通費 (ガソリン代) について、再精査したところ、積算誤り (過少算出額74円) があったため、収支報告書等を訂正したところである。

## エ 西田昭二議員

### 調査研究費

- (ア) 「「懇談会費」及び「意見交換会負担金」等は違法支出」と摘示されている事案については、交通安全、医療対策や地域振興等について、それぞれの集まりの中で、意見交換を行い、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。
- (イ) 「「研修会」は違法支出」と摘示されている事案については、研修会場で多数の参加者とそれぞれの地元の地域課題や国政等について意見交換や情報交換を行ったものである。
- (ウ) 「調査研究費ではないと思われる支出」と摘示されている事案については、地域の拠点施設の活用実態等を直接把握するとともに、多数の参加者と意見交換を行うことにより、文化振興を通じた今後の能登半島の活性化策について、調査研究する上で、大いに成果があったものであり、また事務所費用についても、認められた基準に従って按分したものである。
- (エ) 「支出内容不明」と摘示されている事案については、地域の青年と経済状況や公共事業のあり方についての情報交換や景気対策等について意見聴取を行ったものである。
- (オ) 交通費 (ガソリン代) について、再精査したところ、積算誤り (不適正な支出と認められる額2,684円) があったため、収支報告書等を訂正したところである。

## オ 米田昭夫議員

### 調査研究費

- (ア) 「「会費」及び「年会費」は違法支出」と摘示されている事案については、国際交流、教育、広域交通網の整備や土木行政等の集まりの中で、調査研究や情報収集を図り、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。
- (イ) 「「支出内容不明」は違法支出」と摘示されている事案については、交通問題等に係る住民との意見交換会を行った際の茶菓子代等である。
- (ウ) 「「バス回数乗車券」は違法支出」と摘示されている事案については、金沢市内における調査研究活動の交通手段としてバスの回数乗車券を購入したものである。
- (エ) 「「政党活動費」は違法支出」と摘示されている事案については、国政や県政の現状や課題等の情報を収集するとともに、会合に参加した各界の有識者と意見交換等を行うことにより、様々な情報や知見を得ることができ、国と県との連携を深めるなどに役立てることができたものである。

## カ 宮下正博議員

### 調査研究費

- (ア) 「「会費」及び「年会費」は違法支出」と摘示されている事案については、能登空港の利用実態や利用促進、地域振興等について、それぞれの集まりの中で、調査研究や情報収集を図り、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。
- (イ) 「「研修会会費」は違法支出」と摘示されている事案については、研修会に参加することにより、国政問題や国政と地方行政に係る影響について見識を深め、今後の政務調査活動に供することができたものである。
- (ウ) 「「懇談会費」、「意見交換会会費」、「事後研究会会費」は違法支出」と摘示されている事案については、若手経済関係者と、地域の活性化やにぎわい創出等について、それぞれの集まりの中で意見交換を行い、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。
- (エ) 「「資料作成費ではない支出」は違法支出」と摘示されている「県議会だより2010年新春号第3号」については、政務調査活動や県政に関する政策等を住民に報告するために、政務調査活動の一環として、議員自らが作成した広報誌である。
- (オ) 交通費 (ガソリン代) について、再精査したところ、積算誤り (不適正な支出として認められる額7,844

円)があったため、収支報告書等を訂正し、当該金額を返還したところである。

キ 山田憲昭議員

調査研究費

- (ア) 「会費」及び「年会費」は違法支出」と摘示されている事案については、芸術文化、防災、国際交流等の集まりの中で、様々な課題について意見交換を行い、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。
- (イ) 「政党活動費」は違法支出」と摘示されている事案については、国政や県政の現状や課題等の情報を収集するとともに、会合に参加した各界の有識者と意見交換等を行うことにより、様々な情報や知見を得ることができ、国と県との連携を深めるなどに役立てることができたものである。
- (ウ) 「意見交換会会費」及び「懇談会会費」は違法支出」と摘示されている事案については、国際交流を深めるための意見交換会等に参加し、それらの活動を通じて、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。

ク 石島正則議員

調査研究費

- (ア) 「会費」及び「年会費」は違法支出」と摘示されている事案については、青少年の健全育成や国際交流等について、それぞれの集まりの中で、意見交換を行い、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。
- (イ) 「懇親会会費」、「意見交換会負担金」、「新春の集い会費」等は違法支出」と摘示されている事案については、地域の文化やスポーツの振興、交通安全等について、それぞれの集まりの中で意見交換を行い、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。
- (ウ) 「支出証明書と認め難い支出」と摘示されている事案については、環境問題の解決策や金融問題、建設業の振興等に関する会議等に出席し、参加者や有識者から情報収集や意見交換を行う等、県政課題について調査研究・情報収集を行い、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。
- (エ) 「会場費・講師料」は違法支出」と摘示されている事案については、様々な分野の講師を招き知見を深める集まりの中で、意見交換等を通じて県政課題についての調査研究・情報収集を行い、県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。
- (オ) 「チケットの半券」と摘示されている事案については、地域の拠点施設の活用実態を直接把握するとともに、多数の参加者と能登の文化振興や活性化等について、意見交換を行ったもので、今後の県政運営のあり方を検証・提言する上で成果があったものである。
- (カ) 「政党活動費」は違法支出」と摘示されている事案については、国政や県政の現状や課題等の情報を収集するとともに、会合に参加した各界の有識者と、意見交換等を行うことにより、様々な情報や知見を得ることができ、国と県との連携を深めるなどに役立てることができたものである。

ケ 宮元陸議員

研修費

- (ア) 「支出証明されていない支出」と摘示されている事案については、領収証のただし書の記載がないものや領収書を紛失したため、議員自身が記載する「政務調査費支出証明書」によったものであるが、再精査したところ、5件の領収書を新たに発見し、追加提出したところである。また、用途については、観光や教育、国際交流等に係る集まりの中で、様々な県政課題に対応するための意見交換を行い、知見を深め、調査研究・情報収集を行ったものである。
- (イ) 「県政報告会は議員活動」と摘示されている事案については、葉書代や会場借上料等に係る支出であり、県政報告会は、議員にとって常日頃の政務調査の成果等を地域住民に報告する必要不可欠な機会であり、いずれの報告会も後援会や政党が主催したものでなく、議員本人が主催し、政務調査活動の一環として教育、観光等の諸課題について報告し、意見交換を行ったものである。

コ 山田省悟議員

会議費

- 「県政報告会等」の会議」と摘示されている事案については、地元住民等との意見交換や要望を聴取し、県議会における活動に活かし、施策に反映させるため、それぞれの地域で開催した県政報告会におけるもの

であり、政務調査活動の一環として取り組んだ際の茶菓子代等である。

サ 沢田貞議員

(ア) 調査研究費

「支出証明書面無し、会費等」と摘示されている事案については、伝統工芸や医療、高齢者福祉、更には、産学官協働事業等の関係者の集まりに係る支出で、いずれも、様々な課題について意見交換等を行い、今後の県政運営のあり方を検証・提言するための意見を得ることができたものである。

なお、領収書については、開催団体において、発行がなかったことなどから、支出証明書としたものである。

(イ) 事務所費

「家庭電話」支出」と摘示されている事案については、電話料金が、マニュアル等により事務所の形態による按分を基準とされており、本件事務所が調査研究活動としての機能と住居の機能を兼ねていることから、当該固定電話 3 台分の各月の料金についてもそれぞれの機能に合わせ、1 / 2 で按分したものである。

なお、電話は、県政課題、地方行政に関する調査研究、議会・委員会質問のための調査研究、県民の意識調査活動や住民の意思の把握、労働・業界団体主催の研究会及び後援会・各種大会の対応等に使用したものである。

シ 作野広昭議員

事務所費

「支出証明文書と認め難い議員自身が作成する「支出証明書」と摘示されている事案については、光熱水費等であり、口座引落により支払っているため、領収書が徴し難く「支出証明書」で証明しているもので、事務所の形態により、当該支出額をマニュアルの基準に則して 1 / 2 で按分したものである。

なお、今般、添付した通帳の写し等の関係証拠書類は、政務調査費収支報告書提出の際、議会事務局に一旦提出し、確認を得ているところである。

ス 石田忠夫議員

(ア) 事務所費

「領収証の宛名が「石田忠夫後援会事務所」と摘示されている事案については、事務所の茶菓子代に係る支出であり、後援会事務所に係る分も含まれていることからマニュアルの基準に則して 1 / 2 で按分した。この支出に対する領収書が議員宛となっていない理由は、債権者が後援会事務所宛に一括して領収書を発行したことによるものである。

(イ) 人件費

「領収証の宛名が「石和会」と摘示されている事案については、当該領収書には、石和会としての職員費が 1 / 2、議員の政務調査活動としての人件費が 1 / 2 含まれているため、それぞれ按分処理したものであり、この領収書が議員宛となっていない理由は、債権者が石和会宛に一括して領収書を発行したことによるものである。

セ 櫻井廣明議員

人件費

「運転経費」等は目的外支出」と摘示されている事案については、

(ア) 「運転経費」等については、遠隔地での政務調査活動の場合、政務調査活動の補助職員に対し、運転業務も依頼しており、これに係る人件費である。

(イ) その他の「宛名記載無し」等については、領収書発行者の宛名記載漏れや記載誤りであり、いずれも議員宛の領収書である。支出理由は、事務所の整理業務等を臨時的に依頼して支出した経費であり、事務所の形態により、政務調査費分として、当該支出額をマニュアルの基準に則して 1 / 2 で按分したものである。

(ウ) この人件費を再精査したところ、按分積算に誤り（不適正な支出として認められる額 67,175 円）があったため、収支報告書等を訂正し、当該金額を返還したところである。

ソ 金原博議員

(ア) 事務所費

a 「事務所費の「フロアモップ」代金は違法支出である。」と摘示されている事案については、事務所

の維持管理に必要な清掃用具であるフロアモップ代金であり、事務所の形態により、政務調査活動分として、当該支出額をマニュアルの基準に則して1/2で按分したものである。

b 「そうじ代」と摘示されている事案については、事務所の管理業務を臨時的に依頼して支出した経費であり、事務所の形態により、政務調査活動分として、当該支出額をマニュアルの基準に則して1/2で按分したものである。

c 「領収書無し」と摘示されている事案については、光熱水費であり、口座引落により支払っているため、領収書を徴し難く、「政務調査費支出証明書」で証明しているものである。

なお、今般、添付した通帳の写し等の関係証拠書類は、政務調査費収支報告書提出の際、議会事務局に一旦提出し、確認を得ているところである。

(イ) 人件費

a 「給与」口座引落で預金通帳が提出されていない。」と摘示されている事案については、口座振込により支出されているため、マニュアルに基づき、自己証明により処理したものである。

なお、今般、添付した賃金台帳等の関係証拠書類は、政務調査費収支報告書提出の際、議会事務局に一旦提出し、確認を得ているところである。

b 「運転委託料」と摘示されている事案については、臨時に運転業務を依頼した者に対し、政務調査活動分としてマニュアルの基準に則して1/2で按分したものである。

タ 向出勉議員

人件費

「秘書給与」と摘示されている事案については、政務調査活動を含め議員活動の様々な面で補助業務を担っており、その業務量等に鑑み、マニュアルに則して、政務調査費として充当しているものである。

チ 中村勲議員

人件費

「運転代」と摘示されている事案については、政治活動及び政務調査活動を進めるにあたり運転業務を行う補助者が必要であり、政務調査活動に係る当該補助職員の実態等を踏まえ、人件費を特に1/4で按分したものである。

以上のことから、摘示された17名の事案について、それぞれの議員の説明内容及び議会事務局からの説明及び提出資料等を総合的に検討した結果、5名の議員に係る28件の支出については、積算誤り(3件)や按分誤り(8件)、費用項目誤り(17件)の訂正がなされ、そのうち、2名の議員に係る返還すべき9件については、既に返還されていることが認められた。それ以外の支出については、明らかに使途基準に違反したり、適合しないと思料される支出は認められず、それぞれ政務調査活動の実態を伴う支出であり、違法な支出があるとす

る請求人の主張には、理由がないものと判断する。  
したがって、平成21年度に石川県議会議員に交付された政務調査費のうち、支出を証する書面が不足しており違法支出があること、使途基準に抵触し目的外支出であること及び議員自身が記載する政務調査費支出証明書は支出証明書面とは認められず違法支出であること並びに個別議員に対する支出は違法又は目的外支出であると摘示された支出について確認したところ、

- (1) 条例及び規程に基づくマニュアル並びにその付属資料である政務調査報告書及び政務調査費支出証明書による証明方法は、特段、違法又は不当な制度ではないことが認められること
  - (2) 一部の支出については、不適正な支出として返還すべきものがあつたものの、これらについては既に返還されていること
  - (3) それ以外の支出については、明らかに使途基準に違反するものとは認められず、関係人調査における事実確認を通じて、その内容は、それぞれ政務調査活動の実態があるものと認められること
- 等から、使途基準に適合しない違法又は不当な支出とは言えず、知事に返還請求権が存在しないものと判断する。よって、請求人の主張には、理由がないと判断する。

第6 監査委員意見

今回の政務調査費に係る監査請求について、一部積算誤りや按分誤りがあつたものの、それ以外の支出については、請求人が主張するような法律及び条例に明らかに違反する違法又は不当な支出は認められず、また、制度の運用等においても明らかに違法であると認められるものはなかった。

しかしながら、一部で誤りがあつたことは遺憾である。また、政務調査費の原資は公金であり、近年、政務調

査費の使途等については、全国的に住民監査請求や住民訴訟が提起される等、政務調査費に対する関心が高まっていることから、透明性を確保することが重要であり、議会自らの県民に対するより高い説明責任が求められている。

このため、議会においては、これまでも政務調査費について、条例や規程を改正するとともに新たにマニュアルを策定し、使途の透明化と制度運用の効率化等に向けた取り組みを進めており、議会改革推進会議で様々な検討や報告がなされてきた。

今後とも、使途基準等のより一層の明確化・透明化を図るとともに、効率的で適正な運用に向けての改善に取り組むよう要望するとともに、今回の監査請求を一つの契機として、より一層適正に制度を運用されるよう期待するところである。とりわけ、以下の事項については、重点的に推進するよう求めるものである。

- (1) マニュアルの付属資料である「政務調査報告書」(様式 1) は、収支報告書の提出に合わせ議長が確認した後、各議員に返却保管されているが、政務調査費の使途の一層の透明化を図る観点から、記載方式等を含め、その取り扱いの改善に向けて、十分検討すること。
- (2) マニュアルの付属資料である「政務調査費支出証明書」(様式 2) については、領収書の添付欄を設けるほか、領収書を徴し難い場合等に議員自らが支出を証明する様式となっているが、いわゆる自己証明による支出が散見されたところであり、より透明性を高めるという観点から、できる限り、領収書の添付を基本とし、支出を証する書類の確保提出に十分留意すること。
- (3) 調査研究費、会議費、資料作成費及び人件費等の使途基準については、より一層の適正な運用に資するべく更なる明確化に向け、弛まぬ検討を重ねること。
- (4) 政務調査費の交付については、四半期毎に概算で定額が交付され、精算時に残額が生ずれば返還することとなっているが、より適切な交付の方法等について、十分検討すること。

また、議会事務局においては、提出された収支報告書等について、積算や按分に誤りがないかどうか等精査し、適正な支出であることの確認に努めることはもとより、制度内容の周知に向けても、より一層のきめ細かな対応を求めるものである。

いずれにしても、政務調査費制度は、議会と執行機関の間の相互に均衡と抑制のとれた関係の中で、自主的、自律的に運用することが想定されている制度であることから、議員等の責任において適正に使用されなければならないことは当然のことであるが、制度の趣旨に鑑み、必要と認められる場合には、積極的かつ有効に活用し、県民の負託と信頼に応えられるよう強く期待し、意見とする。

